第２号議案 資料３

新潟米基本戦略
（令和２年度改定案）

令　和　３　年　３　月

新　　潟　　県

新潟県農業再生協議会

Ⅰ　基本的な考え方

本県は、主食用米と非主食用米とを合わせ全国一の米生産を担い、農業産出額の約６割を米が占める米主産地であり、米を基幹とした水田農業が展開されている。

人口減少や新型コロナウイルス感染症等により、主食用米の需要が減少している中で、本県の基幹産業である稲作農業と、本県を代表する地場産業である新潟清酒や米菓など米関連産業が連携し、双方の振興を図る必要がある。

そのため、米については、需要に応じた生産を基本としつつ、主食用・非主食用米を合わせた米全体での需要拡大と、生産者所得の最大化のための多様な米づくりを推進する。

更に、本県の強みである米に加え、国産大豆等のニーズの高まりへの対応や、園芸導入により経営の幅を広げ、水田フル活用による本県農業の成長産業化を進める。

Ⅱ　目指す方向

今後も更なる担い手への農地集積の進展が見込まれることから、農地中間管理事業等の効果的な活用により農地の集約化を進めるとともに、スマート農業等の普及拡大による作業の省力化・効率化を進め、水田農業の生産性の向上を図る。

また、中山間地域においては、農家戸数の減少や高齢化が顕著であることから、多様な人材の参画により経営基盤の強化を図り、将来にわたって農地を維持できる地域の営農体制づくりを進める。

１　米

銘柄間で需給に差があるため、用途ごとに需要に応じた生産を推進するとともに、は種前契約・複数年契約等の事前契約等を推進し、安定的な取引の実現を図る。

併せて、経営規模の拡大に対応し、農作業ピークの平準化や気象災害等のリスクに対応する観点から、機械・施設の規模や労力等に応じた品種構成を推進する。

(1)　主食用米

ア　コシヒカリ

家庭内消費が中心であり、その需要に見合った生産を行う一方で、食味・品質を確保するため、食味を重視した米づくりを徹底する。

なお、中山間地域等においては立地条件を活かし、付加価値の高い米づくりを進める。

イ　新之助

全国的な認知度の向上を図り需要を拡大するとともに、高いレベルで安定した食味・品質の確保を最優先とした取組を推進する。

ウ　業務用米

低コスト生産を基本としつつ、新型コロナウイルス感染症の影響により業務用米需要が減少する中、事前契約で確実な需要を見極め、需要の見込めない米については、多収性品種を中心に非主食用米への転換を推進する。

(2)　非主食用米

加工用米・輸出用米・米粉用米は、県内をはじめ国内外の外食・食品産業等との関係を構築し需要の拡大を図るとともに、生産者の所得確保に向け、多収穫、低コスト栽培を推進する。

米価変動の影響を受けない飼料用米は、国の支援制度を踏まえ、水田フル活用や経営の安定化の観点から活用を図る。

(3)　消費拡大対策等

コシヒカリについては、引き続きメディア等を活用したＰＲを実施するとともに、新之助については、全国ブランドとしての定着に向けて、首都圏に加え、関西・中京圏を中心に認知度向上と販路拡大を図るプロモーション等を展開するなど、オール新潟による新潟米ブランドの維持強化を図る。

また、主食用米の急激な需要の減少に対応するため、輸出事業者や企業等と連携を図りながら、輸出用米の販路開拓や加工用米・米粉用米の需要拡大を進める。

2　大豆・麦等

大豆・麦については、近年、作付面積が縮小傾向にある中、県内外の実需者からの需要やニーズに対応し、作付を拡大するとともに、収量・品質の高位平準化を図る。

また、そばは中山間地域等において重要品目であり、地域の活性化にもつながるため、安定生産を推進する。

併せて、「新潟県園芸振興基本戦略」に基づき、県内各地で地域の特性や優位性を活かした園芸生産の取組拡大を推進する。

Ⅲ　目標

1　長期目標

令和６年度の米等産出額を 1,585 億円とする。

＜考え方＞

○　米、大豆・麦・そば等の生産物の産出額と、水田活用の直接支払交付金を合わせた額を産出額目標とする。

○　主食用米の生産量は、近年の需給動向に応じ減少させるとともに、非主食用米については拡大を図り、交付金の確保により産出額を向上させる。

○　大豆・麦については、水稲との作業競合の回避や労働時間の低減につながり、また、国の交付金を活用することで主食用米並みの所得を確保できることから、既存産地を中心に取組の拡大を図る。

近年の米等産出額の推移　　（単位：億円）

	H28	H29	H30	R 元
米	1,484	1,417	1,445	1,501
大豆等	15	13	12	12
交付金	75	84	71	58
計	1,574	1,514	1,528	1,571

２　品種構成

担い手への農地集積が進む一方、異常気象が常態化しつつある中、気象災害等のリスクへの対応や、機械・施設等の有効利用が図られるよう、特に中生品種に集中している地域において品種構成の適正化を進める。なお、品種選定に当たっては、地域の水利条件等を考慮した上で検討する。

熟期	R2（現状）				
	県全体				
		一般	魚沼	岩船	佐渡
早生	31%	37%	5%	28%	19%
中生	66%	60%	95%	71%	80%
晩生	3%	4%	1%	1%	1%

R6（目標）				
県全体				
	地域別めやす			
	一般	魚沼	岩船	佐渡
概ね３割	35%（現状維持）	10%	30%	20%
概ね６割	55%	85%	65%	75%
概ね１割	10%	5%	5%	5%

※１　令和２年産は、新潟県種子協会による播種用種子の配布実績により推計

※２　ラウンドの関係で計が 100%を超える場合がある

３　年産別生産目標

新潟米の需要に応じた生産に資するよう、直近の需要実績や作柄、需要見通し等を踏まえ、生産目標を毎年設定する。

Ⅳ　推進期間

令和３年度から令和６年度とする。

Ⅴ　新潟米基本戦略の実現に向けた取組

１　地域条件を踏まえた営農体制の構築

農地の利用調整が進まず、分散した農地が多く作業効率が上がらないことから、コスト低減の観点からも、実質化された人・農地プランを踏まえ、農地を効率よく担い手に集約・集積するため、農地中間管理事業等の

効果的な活用を推進する。また、規模拡大や法人等の連携による営農体制の再編に向けた機械・施設の整備等により、受け手農家の経営体質の強化を推進する。

中山間地域においては、持続可能な営農や集落機能の維持・発展に向けた取組を「ビレッジプラン 2030」として全県で展開する。

※　「ビレッジプラン 2030」

中山間地域農業の維持・発展を図るため、県・市町村・関係機関等の連携のもと、全県で 2030 年までの 10 年間で 100 地域の将来プランの策定及びその実践活動の支援を展開するもの。

2　技術対策等の推進

(1)　水稲

ア　基本技術の周知・徹底

コシヒカリを中心とした高品質で良食味な新潟米へのニーズに対応するため、新潟米異常高温時等管理対策指針に基づき、重点的な栽培管理対策を毎年度設定するとともに、対策の周知・徹底を図る。

また、緊急時には、迅速に関係機関と対応方針を検討する会議を開催し、技術対策の指示、迅速な情報提供等を行う。

イ　作期分散の推進

地域の環境条件を考慮し、気候変動による品質低下、気象災害・病害虫多発時の危険分散を図るとともに、機械・施設等の効率的な稼働による適期作業が可能となるよう、作期分散を推進する。

ウ　低コスト・省力化技術の推進

稲作経営体の規模拡大等に対応していくために、水田の大区画化を進めるとともに、スマート農業等の先進的な技術に関する情報提供や実証・展示ほの設置等による技術支援、機械・施設等の導入支援などにより低コスト・省力化の取組を推進する。

エ　消費拡大対策等の推進

コシヒカリ、新之助を中心とした新潟米ブランドの維持強化を図るため、関係機関と連携を図りながら、効果的なプロモーション等を展開する。

(2)　大豆・麦等

安定的に収量・品質を確保するためには、排水対策が重要であることから、重点技術対策を徹底するとともに、地下水位制御システムや暗きょ排水等の施工による汎用化水田の整備を推進する。また、連作障害回避のため、ブロックローテーションや輪作体系を推進するとともに、労働力や機械・農地の有効利用の観点から、大規模経営体を中心に導入を推進する。

併せて、重点技術対策の普及拡大と徹底を図るため、地域の主要な経営体を重点対象として位置づけ技術の推進を図る。

3　各段階における役割

生産者や集荷業者・団体の自主的な経営判断に基づいた需要に応じた生産・販売に資するよう、県農業再生協議会・地域農業再生協議会・認定方針作成者の役割を規定する。

(1)　県農業再生協議会

需給動向に応じた生産目標を設定するとともに、地域農業再生協議会、認定方針作成者、農業者及び関係機関に対し新潟米の販売状況等の情報提供を行う。

また、産地交付金の県枠を活用し、県全体の主食用米から非主食用米等への転換を推進する。

(2)　地域農業再生協議会

国や県農業再生協議会から提供された情報等を踏まえ、需要動向に応じた適切な地域目標を設定するとともに、認定方針作成者等に対し、新潟米の需給動向の情報等を提供し、需要に応じた生産・販売に取り組むよう働きかける。

また、産地交付金等を有効に活用し、主食用米から非主食用米等への転換を図り、地域の実情に応じた特色ある産地づくりを進める。

(3)　認定方針作成者

需要に応じた米の生産・販売の重要な推進主体として、農業者に対し需給動向等の情報を提供する。

また、全国及び県の需給動向を踏まえつつ、は種前契約・複数年契約等の事前契約による確実な需要に基づく主食用米の生産を推進するとともに、非主食用米や大豆等の安定的な供給体制の構築を進める。

Ⅵ　技術開発等

1　異常気象等への対応

近年、異常気象が常態化していることから、フェーン現象等の気象変動に対応できるよう、フェーンのリスク予測の手法を検討し、水管理、施肥等の栽培管理技術について開発を進める。

併せて、高温、乾燥条件においても品質が低下しづらい高温耐性新品種の開発を進める。

2　規模拡大等に対応したスマート農業への対応

スマート農業は、生産性の向上につながるとともに、熟練農業者のノウハウをデータ化・自動化することで、初心者でも取り組みやすい農業の実現に寄与することから、民間企業や農業法人等と連携し、共同研究や現地実証による取組を進める。

Ⅶ　推進体制
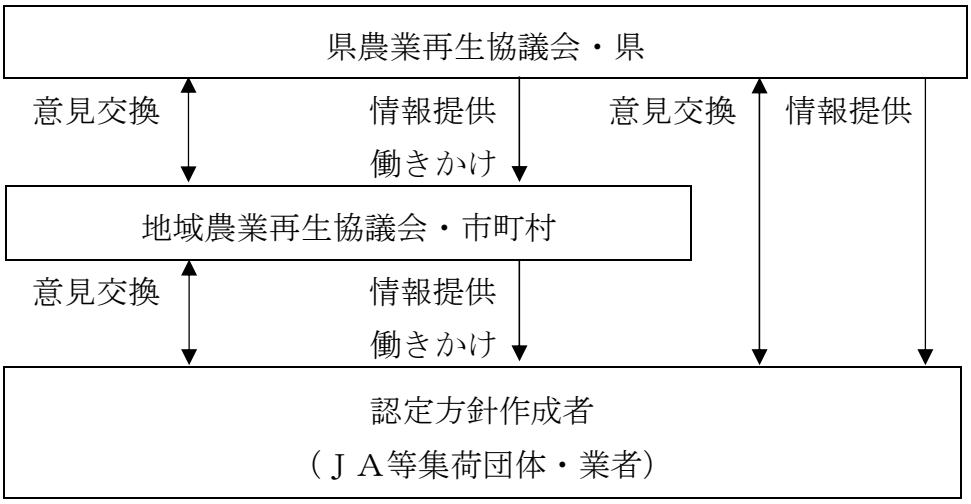
新潟県及び新潟県農業再生協議会は、地域農業再生協議会、市町村及び認定方針作成者と連携し、本県における米政策の円滑な推進を図る。